

字治市宇治琵琶33 発行 字 治 市 総務・市民協働部 総 務 課 電話 22-3141番

印刷 宇治市槇島町吹前123-4 (前南山城複写センター

目》次

条 例	○告示第37号 行政組織の変更に伴う関係告示の整備に関する告
○条例第15号 宇治市市税条例の一部を改正する条例	示······(人事課) ···23
(市民税課) …2	○告示第38号 中小企業融資利子補給金交付要綱の一部を改正す
	る要綱(産業振興課) …24
規則	○告示第39号 中小企業融資保証料補給金交付要綱の一部を改正
○規則第6号 公益的法人等への職員の派遣に関する条例第2条第	する要綱(産業振興課)…24
1 項の規定に基づく職員を派遣することができる法人を定める規	○告示第40号 宇治市障害児保育事業補助金交付要綱の一部を改
則の一部を改正する規則(人事課) …3	正する要綱(保育支援課)…24
○規則第7号 行政組織の変更に伴う関係規則の整備に関する規則	○告示第41号 指定代理納付者の指定の内容の変更
(人事課) …3	(まち美化推進課) …25
○規則第8号 宇治市事務分掌規則の一部を改正する規則	 ○告示第42号 指定納付受託者の指定(まち美化推進課) …25
(人事課) …7	○告示第43号 令和4年度固定資産の価格等の登録
○規則第9号 宇治市会計年度任用職員の給与その他の給付に関す	(資産税課) …25
る条例施行規則の一部を改正する規則(人事課) …12	│ │ ○告示第48号
○規則第10号 宇治市文書等管理規則の一部を改正する規則	
(総務課)…12	│ ○告示第49号 議決予算の公表(財政課) …26
○規則第11号 宇治市情報公開条例施行規則の一部を改正する規	訓 令 甲
則(総務課) …13	 ○訓令甲第2号 行政組織の変更に伴う関係訓令の整備に関する訓
○規則第12号 宇治市巨椋ふれあい運動ひろば条例施行規則の一	令·······(人事課) ···39
部を改正する規則(文化スポーツ課) …13	 ○訓令甲第3号 宇治市例規審査委員会規程の一部を改正する規程
○規則第13号 宇治市文化会館条例施行規則の一部を改正する規	(政策総務課) …45
則(文化スポーツ課) …13	公 告
○規則第14号 宇治市都市公園条例施行規則の一部を改正する規	 ○公告第18号 物品(2トン積トラック車等)の売払いに係る一
則(公園緑地課) …13	般競争入札(まち美化推進課) …45
○規則第15号 宇治市総合野外活動センターの使用料に関する規	 ○公告第19号 総合的設計による同一敷地内建築物の認定に係る
則の一部を改正する規則(生涯学習課) …14	│ │ 一団地内における同一敷地内建築物以外の建築物の位置及び構造
○規則第16号 宇治市企業立地促進条例施行規則の一部を改正す	の認定(建築指導課) …47
る規則(産業振興課) …14	
○規則第17号 宇治市消防団規則の一部を改正する規則	 教育委員会
(消防総務課)…15	 ○訓令甲第1号 行政組織の変更に伴う関係規程の整備に関する規
	程
告 示	•
○告示第35号 令和4年度一般廃棄物処理実施計画	公平委員会
(ごみ減量推進課)…16	○規則第2号 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規
○告示第36号 令和4年度土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦	則 48
管帳簿の経管···········(資産税課)···23	^* ○告示第1号 職員団体の登録の取消]48

農業委員会

○公告第3号 農業委員会定例総会の招集	48
---------------------	----

公 営 企 業

○規程第5号	宇治市上下水道部事務分掌規程及び宇治市上下水	く道
部事務決裁規	程の一部を改正する規程	48

○告示第1号 収納の事務の委託 ----------48

条本法例

宇治市市税条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。 令和4年3月31日

宇治市長 松村 淳子

宇治市条例第15号

宇治市市税条例の一部を改正する条例

宇治市市税条例(昭和51年宇治市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第44条第9項中「第321条の8第60項」を「第321条の 8第62項」に、「、同条第60項」を「、同条第62項」に改め 、同条第15項本文中「第321条の8第69項」を「第321条 の8第71項」に改める。

第80条の2本文中「の閲覧」を「(同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の閲覧」に改める。

第80条の3中「証明書」を「証明書(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)」に改める。

附則第8条の2中「、第15項から第17項まで、第19項、第 21項、第26項若しくは第33項から第35項」を「、第14項 から第16項まで、第18項、第20項、第25項若しくは第32 項から第34項」に改める。

附則第8条の3第3項中「附則第15条第16項」を「附則第1 5条第15項」に改め、同条第4項中「附則第15条第27項第1 号イ」を「附則第15条第26項第1号イ」に改め、同条第5項中 「附則第15条第27項第1号ロ」を「附則第15条第26項第1 号ロ」に改め、同条第6項中「附則第15条第27項第1号ハ」を 「附則第15条第26項第1号ハ」に改め、同条第7項中「附則第 15条第27項第1号ニ」を「附則第15条第26項第1号ニ」に 改め、同条第8項中「附則第15条第27項第2号イ」を「附則第 15条第26項第2号イ」に改め、同条第9項中「附則第15条第 27項第2号ロ」を「附則第15条第26項第2号ロ」に改め、同 条第10項中「附則第15条第27項第2号ハ」を「附則第15条 第26項第2号ハ」に改め、同条第11項中「附則第15条第27 項第3号イ」を「附則第15条第26項第3号イ」に改め、同条第 12項中「附則第15条第27項第3号ロ」を「附則第15条第2 6項第3号ロ」に改め、同条第13項中「附則第15条第27項第 3号ハ」を「附則第15条第26項第3号ハ」に改め、同条第14 項中「附則第15条第30項」を「附則第15条第29項」に改め 、同条第15項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第3 3項」に改め、同条第16項中「附則第15条第35項」を「附則 第15条第34項」に改め、同条第17項中「附則第15条第46 項」を「附則第15条第43項」に改める。

附則第8条の4第8項各号列記以外の部分中「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に、「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同項第4号から第6号までの規定中「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同条第10項各号列記以外の部分中「特定熱損失防止改修住宅又は」を「特定熱損失防止改修等住宅又は」に、「特定熱損失防止改修住宅再有部分」に、「熱損失防止改修等住宅事有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同項第4号から第6号までの規定中「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事」と「熱損失防止改修工事」と「熱損失防止改修工事」と「熱損失防止改修工事等」に改める。

附則第10条第1項中「100分の5」を「100分の5(商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2. 5)」に改める。 附則第18条第1項中「100分の5」を「100分の5(商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあつては、100分の2. 5)」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 改正後の宇治市市税条例(以下「新条例」という。)の規 定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定 資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税について は、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和4年度以 後の年度分の都市計画税について適用し、令和3年度分までの都 市計画税については、なお従前の例による。

(掲示済)

公益的法人等への職員の派遣に関する条例第2条第1項の規定に 基づく職員を派遣することができる法人を定める規則の一部を改正 する規則を、ここに公布する。

令和4年3月31日

宇治市長 松村 淳子

宇治市規則第6号

公益的法人等への職員の派遣に関する条例第2条第1項の規定に基づく職員を派遣することができる法人を定める規則の 一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣に関する条例第2条第1項の規定に 基づく職員を派遣することができる法人を定める規則(平成14年 宇治市規則第20号)の一部を次のように改正する。

本則第2号を次のように改める。

(2) 一般財団法人京都技術サポートセンター

附則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(掲示済)

行政組織の変更に伴う関係規則の整理に関する規則を、ここに公布する。

令和4年3月31日

宇治市長 松村 淳子

宇治市規則第7号

行政組織の変更に伴う関係規則の整理に関する規則 (字治市防災規則の一部改正)

第1条 宇治市防災規則 (昭和38年宇治市規則第24号) の一部 を次のように改正する。

第5条第2項中「市長公室長、部長、危機管理監、理事、技監」を「技監、理事、危機管理監、市長公室長、部長」に改める。 第6条の2第1項中「、総務部長」を「、総務・市民協働部長」に改める。

別表第1総務班の項中「政策経営部」を「政策戦略課 に改め 財政課 」

、同表情報班の項中

「IT推進課 を「デジタル政策課 に改

自治振興課市民相談係」 市民協働推進課市民相談係」

め、同表生活環境班の項中「ごみ減量推進課」を「まち美化推進課」に改め、同表産業班の項中「自治振興課自治振興係」を「市 民協働推進課市民協働係」に改める。

(宇治市財務規則の一部改正)

第2条 宇治市財務規則 (昭和44年宇治市規則第1号) の一部を 次のように改正する。

第5条の見出し中「政策経営部長」を「政策企画部長」に改め、同条各号列記以外の部分中「、政策経営部長」を「、政策企画部長」に改める。

第8条から第11条までの規定中「政策経営部長」を「政策企 画部長」に改める。

第15条第1項から第3項までの規定中「財務課長」を「財政 課長」に改める。

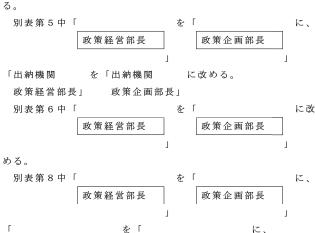
第17条第2項及び第3項並びに第19条中「政策経営部長」 を「政策企画部長」に改める。

第20条第3項中「、政策経営部長」を「、政策企画部長」に 改める。

第21条第1項中「、政策経営部長」を「、政策企画部長」に 改め、同条第2項及び第3項中「政策経営部長」を「政策企画部 長」に改める。

第23条から第27条まで、第99条から第102条まで、第 170条並びに第201条第1項各号列記以外の部分及び第2項 本文中「政策経営部長」を「政策企画部長」に改める。

第227条中「、政策経営部長」を「、政策企画部長」に改め





政策戦略課長

デジタル政策課長

「IT推進課長」を削り、「契約課長」を「契約課長

市民協働推進課長市民課長

文化スポーツ課長 市民課長 農林茶業課長 観光振興課長 産業振興課長

政策総務課長

経営戦略課長

観光振興課長 文化スポーツ課長

」 量推進課長」を「まち美化推進課長」に、「雨水対策課長」を「

宇治市公報

治水対策課長」に、「教育支援センター教育支援課長」を 「教育支援センター教育支援課長 に改める。

教育支援センター学校改革推進課長」

(宇治市公報発行規則の一部改正)

第3条 宇治市公報発行規則(昭和45年宇治市規則第49号)の 一部を次のように改正する。

第5条中「、政策経営部政策総務課長」を「、総務・市民協働 部総務課長」に改める。

(字治市事務事業進行管理制度に関する規則の一部改正)

第4条 宇治市事務事業進行管理制度に関する規則(昭和54年宇 治市規則第10号)の一部を次のように改正する。

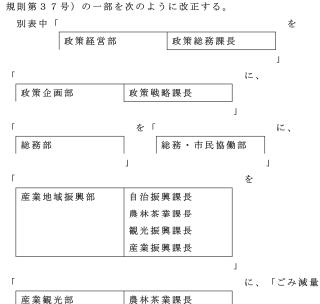
第2条から第6条までの規定中「政策経営部長」を「政策企画 部長」に改める。

第8条中「、政策経営部長」を「、政策企画部長」に改める。 第9条及び第10条第1項中「政策経営部長」を「政策企画部 長」に改める。

第11条中「、政策経営部長」を「、政策企画部長」に改める

第13条中「政策経営部長」を「政策企画部長」に改める。 (宇治市環境保全連絡調整会議設置規則の一部改正)

第5条 宇治市環境保全連絡調整会議設置規則(昭和57年宇治市



推進課長」を「まち美化推進課長」に、「雨水対策課長」を「治 水対策課長」に改める。

産業振興課長

観光振興課長

(字治市副市長事務分担規則の一部改正)

第6条 宇治市副市長事務分担規則(昭和58年宇治市規則第8号)の一部を次のように改正する。

第2条の表の第1副市長の項第1号中「政策経営部、総務部」を「政策企画部、総務・市民協働部」に改め、同表の第2副市長の項第1号中「、産業地域振興部」を「、産業観光部」に改める

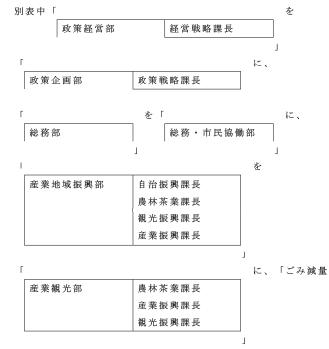
(宇治市庁舎管理規則の一部改正)

第7条 宇治市庁舎管理規則 (昭和58年宇治市規則第25号) の 一部を次のように改正する。

第3条第2項中「、総務部長」を「、総務・市民協働部長」に 改める。

(宇治市土地利用対策審議会規則の一部改正)

第8条 宇治市土地利用対策審議会規則(昭和58年宇治市規則第55号)の一部を次のように改正する。



推進課長」を「まち美化推進課長」に、「雨水対策課長」を「治 水対策課長」に改める。

(宇治市職員の管理職手当に関する規則の一部改正)

第9条 宇治市職員の管理職手当に関する規則(昭和59年宇治市 規則第21号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「市長公室長、部長、危機管理監、理事、技監」を「技監、理事、危機管理監、市長公室長、部長」に改め、同項第2号中「、危機管理室長」を削り、同項第4号中「、会計室長」を「、危機管理室長、会計室長」に改め、同項第8号中「、学校規模適正化推進室長、教育ICT推進室長」を削る。(宇治市市税条例施行規則の一部改正)

第10条 宇治市市税条例施行規則(昭和60年宇治市規則第35 号)の一部を次のように改正する。

別記様式第38号の2及び別記様式第44号の2中「総務部納税課」を「総務・市民協働部納税課」に改める。

(宇治市国際親善連絡調整会議設置規則の一部改正)

第11条 宇治市国際親善連絡調整会議設置規則(昭和62年宇治市規則第3号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「、政策経営部副部長、総務部副部長、産業地域振興部副部長」を「、政策企画部副部長、総務・市民協働部副部長、産業観光部副部長」に改める。

(宇治市行政資料の登録に関する規則の一部改正)

第12条 宇治市行政資料の登録に関する規則(昭和62年宇治市 規則第37号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「、総務部総務課長」を「、総務・市民協働部 総務課長」に改める。



総務部総務課」を「、総務・市民協働部総務課」に改める。

(宇治市職員安全衛生管理規則の一部改正)

第13条 宇治市職員安全衛生管理規則(昭和62年宇治市規則第 38号)の一部を次のように改正する。 に、「ごみ減量

を

別表第2中「 総務部総務課 総務部副部長

総務・市民協働部総 総務・市民協働部副

務課 部長

推進課に」を「まち美化推進課に」に、

か 「 に改める 人権環境部ごみ減量 人権環境部まち美化 推進課 推進課 -1 1

(宇治市職員職務発明規則の一部改正)

第14条 宇治市職員職務発明規則(昭和63年宇治市規則第17 号)の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「政策経営部副部長、総務部副部長、産業地 域振興部副部長」を「政策企画部副部長、総務・市民協働部副部 長、産業観光部副部長」に改める。

(字治市行政サービスコーナー設置規則の一部改正)

第15条 宇治市行政サービスコーナー設置規則 (昭和63年宇治 市規則第24号)の一部を次のように改正する。

第3条第6号中「、産業地域振興部市民課」を「、総務・市民 協働部市民課」に改める。

(宇治市職員服装規則の一部改正)

第16条 字治市職員服裝規則(昭和63年字治市規則第48号) の一部を次のように改正する。

別表第2第2項及び第5項中「ごみ減量推進課」を「まち美化 推進課」に改め、同表第9項中「自治振興課自治振興係」を「市 民協働推進課」に改める。

(宇治市情報化推進会議設置規則の一部改正)

第17条 宇治市情報化推進会議設置規則(平成元年宇治市規則第 23号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「、政策経営部長、総務部長、産業地域振興部 長」を「、政策企画部長、総務・市民協働部長、産業観光部長」 に改め、同条第2項中「、総務部長」を「、政策企画部長」に改 める

第8条中「、総務部IT推進課」を「、政策企画部デジタル政 策課」に改める。

(宇治市歴史街道事業推進会議設置規則の一部改正)

第18条 宇治市歷史街道事業推進会議設置規則(平成5年宇治市 規則第44号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「産業地域振興部長」を「産業観光部長」に、 「産業地域振興部観光振興課長」を「産業観光部観光振興課長」 に改める。

第5条中「、産業地域振興部観光振興課」を「、産業観光部観 光振興課」に改める。

1

別表中

政策経 経営戦略課長 営 部 財務課長 産業地 文化スポーツ課 域振興 部 農林茶業課長

か 「 政策企 政策戦略誤長 画部 財政課長 産業観 農林茶業課長 光部 文化スポーツ課 昏

に改める。

(宇治市電子計算機処理の管理及び運営に関する規則の一部改正

第19条 宇治市電子計算機処理の管理及び運営に関する規則(平 成6年宇治市規則第34号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「総務部 I T 推進課長」を「政策企画部デジタ ル政策課長」に、「「IT推進課長」を「「デジタル政策課長」 に改める。

第4条中「IT推進課長」を「デジタル政策課長」に改める。 第8条中「、IT推進課長」を「、デジタル政策課長」に改め

第14条第2項及び第4項、第15条並びに第21条から第2 5条までの規定中「IT推進課長」を「デジタル政策課長」に改

第26条中「、IT推進課長」を「、デジタル政策課長」に改

第28条各号列記以外の部分中「IT推進課長」を「デジタル 政策課長」に改める。

別表中

例規集檢索 政策総務課 システム ペーパレス 経営戦略課 会議システ 政策評価・ 経営戦略課 財務会計シ 財務課・ ステム 会計室 財務課 決算統計シ ステム

か 「 ペーパレス 政策戦略課 会議システ Δ 政策評価・ 政策戦略課 財政課・ 財務会計シ ステム 会計室 決算統計シ 財政課 ステム 総務課 例規集檢索 システム

を「 に改める。 に、「 IT推進課 デジタル政策課

別記様式中「IT推進課長」を「デジタル政策課長」に改める

(宇治市公印規則の一部改正)

第20条 宇治市公印規則(平成7年宇治市規則第6号)の一部を 次のように改正する。

第7条中「総務部総務課長」を「総務・市民協働部総務課長」 に改める。

第12条第2項中「総務部IT推進課長」を「政策企画部デジ タル政策課長」に、「「IT推進課長」を「「デジタル政策課長 」に改め、同条第4項中「IT推進課長」を「デジタル政策課長 」に改める。

別表中「 を 「 に、 IT推進課長 デジタル政策課長 お

1	古	方	長	宇	京	証明書(戸籍、	市民課	1
2	印	1	之	治	都	住民登録、印鑑	長	
	体	8	卸	市	府	等)、戸籍事務		
						取扱準則に基づ		
						く報告書及び戸		
						籍原本の続紙の		
						契印、住民基本		

台帳法(昭和4 2年法律第81 号)に基づく通 知書及び照会書 、日本国との平 和条約に基づき		
2年法律第81 則 (平成26年) 号)に基づく通知書及び照会書 令第3号)に基づく照会書 九季約に基づき つく照会書		
号) に基づく通 知書及び照会書 、日本国との平 和条約に基づき		
知書及び照会書 、日本国との平 、7 (照会書		1 1
、日本国との平 がく照会書 和条約に基づき		
和条約に基づき		
	市民課	1
日本の国籍を離 2 印 1 之 治 都 住民登録、印鑑	長	
入国管理に関す 2 取扱準則に基づ		
る特例法(平成		
3年法律第71		
号)に基づく申 関の		
請書、通知書、 台帳法(昭和4		
照会書、送付書 2 年法律第81		
及び報告書、宇		
治市印鑑条例(知書及び照会書		
(和末的に落って)		
ま 母 Z 型 A 位		
に係る地方公共 入国管理に関す		
団体情報システートははよる特例法(平成		
務に関する法律 号)に基づく申		
第120号) に		
基づく照会書、 治市印鑑条例(
識別するための) に基づく照会		
番号の利用等に 番号の利用等に 書、住民基本台		
関する法律施行		
原す分にわり 公		
な 内間 位、		
基づく照会書並 歴に係る通知書		
びに戸籍の届出 、照会書及び回		
に係る本人確認の届出及び住民		
のための通知書 異動届に係る本		
専用 人確認のための		
」 通知書専用		
	1	
1 古 方 日 年 京 電子署名等に係 デジタ 1 、 「 を 「 に、「政策	経営部長	- -名」を「
2 印 1 之 治 都 る地方公共団体 ル政策 宇 治 市 宇 治 市		
体 8 申 市 府 情報システム機 課長 🔻 🕸 🕸 🕸 🕸 🕸 🕸 🖟 🛅		
構の認証業務に		
提出 (77.4.5	17	
Fr GA Str (IA A Mrs a	に、	
日本総務自守男1 政策総務課長 政策総務課長 政策戦略課長		
く照会書及び行「「を「」に、「総務部	長名」を	·「総務・
政手続における 宇治市 宇光市		
特定の個人を識		
総務 部 総務・市民協働 別するための番 長 之 印 部 長 之 印		

市民協働部長名」に、「 に、「産 を「 治市 宇 治 市 産業地域振 産業観光

興部長之印

業地域振興部長名」を「産業観光部長名」に、

に改める。 を「 自治振興課長 農林茶業課長

別記様式第3号中「総務部総務課長」を「総務・市民協働部総 務課長」に、「、総務部総務課」を「、総務・市民協働部総務課 」に改める。

を 「

別記様式第4号中

総務部総務課 IT推進 課

総務・市民協 政策企画 働部総務課 部デジタ ル政策課

に、「、総務部総務課」を「、総務・市民協働部総務課」に改め る。

か 「

別記様式第5号中

総務部総務課 IT推進 課

総務・市民協 政策企画 働部総務課 部デジタ ル政策課

に改める。

別記様式第6号中「総務部総務課長」を「総務・市民協働部総

-1

(宇治市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則の一

第21条 宇治市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規 則(平成8年宇治市規則第26号)の一部を次のように改正する

第10条中「、人権環境部ごみ減量推進課」を「、人権環境部 まち美化推進課」に改める。

(字治市情報公開審査会規則の一部改正)

第22条 宇治市情報公開審查会規則(平成10年宇治市規則第3 号)の一部を次のように改正する。

第4条中「、総務部総務課」を「、総務・市民協働部総務課」 に改める。

(宇治市個人情報保護審議会規則の一部改正)

第23条 宇治市個人情報保護審議会規則(平成11年宇治市規則 第2号)の一部を次のように改正する。

第6条中「、総務部総務課」を「、総務・市民協働部総務課」 に改める。

(宇治市安全・安心まちづくり推進会議設置規則の一部改正)

第24条 宇治市安全・安心まちづくり推進会議設置規則(平成1 6年宇治市規則第13号)の一部を次のように改正する。

第8条中「、総務部総務課」を「、総務・市民協働部総務課」 に改める。

(宇治市指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則の一部 改正)

第25条 宇治市指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則 (平成17年宇治市規則第31号)の一部を次のように改正する

第8条中「、政策経営部経営戦略課」を「、政策企画部政策戦 略課」に改める。

(宇治市職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一 部改正)

第26条 宇治市職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規 則(平成19年宇治市規則第3号)の一部を次のように改正する

別表第1の4級及び5級の項中「、未来プロジェクト推進室長 | 及び「、空き家対策室長 | を削り、同表の6級の項中「、学校 規模適正化推進室長、教育ICT推進室長」を削り、同表の8級 の項中「危機管理監、市長公室長、技監」を「技監、危機管理監 、市長公室長」に改める。

(宇治市農業委員会の委員の選任に関する規則の一部改正)

第27条 宇治市農業委員会の委員の選任に関する規則(平成29 年宇治市規則第9号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「産業地域振興部長を」を「産業観光部長を」 に、「産業地域振興部副部長」を「産業観光部副部長」に、「、 産業地域振興部長」を「、産業観光部長」に改める。

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(掲示洛)

宇治市事務分掌規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。 令和4年3月31日

宇治市長 松村 淳子

宇治市規則第8号

字治市事務分掌規則の一部を改正する規則

宇治市事務分掌規則(昭和58年宇治市規則第7号)の一部を次 のように改正する。

第3条第2項中「、政策経営部政策総務課、総務部総務課、産業 地域振興部自治振興課」を「、政策企画部政策戦略課、総務・市民 協働部総務課、産業観光部農林茶業課」に改める。

第4条第3項中「危機管理監、理事及び技監」を「技監、理事及 び危機管理監」に改める。

第5条第3項中「危機管理監、理事、技監」を「技監、理事、危 機管理監」に改め、同条第5項中「、市長公室長、部長、危機管理 監、理事、技監」を「技監、理事、危機管理監、市長公室長、部長 」に改める。

別表第1中

を

政策経	政策総務課	法規行政係 調査統計係
営部	経営戦略課	未来プロジェクト推進室
	財務課	財務第1係 財務第2係
総務部	総務課	総務係 情報管理係
	IT推進課	企画調整係 システム運用係
	管財課	管財係
	契約課	契約係

に、

Γ				
政策企	政	策戦略課	政策推進係	未来プロジェクト
画部			推進係	
	デ	ジタル政	企画調整係	システム運用係
	第	課		
	財	政課	財政第1係	財政第2係
総務・	総	務課	総務統計係	文書法務係
市民協	普	財課	管財係	
働部	契	約課	契約係	
	市	民協働推	市民協働係	市民相談係

) /H 1/3	,
		1		
		進課		
		市民課	市民係 住民登録係 戸籍係	
	'			
Γ				を
	産業地	自治振興課	自治振興係 市民相談係	
	域振興	文化スポー	文化係 スポーツ係	
	部	ツ課		
		市民課	市民係 住民登録係 戸籍係	
		農林茶業課	農政茶業係 山林耕地係	
		観光振興課	観光係	
		産業振興課	成長支援係 産業交流係	
Γ				に、
	産業観	農林茶業課	農政茶業係 山林耕地係	
	光部	産業振興課	成長支援係 産業交流係	

観光振興課 観光企画係 地域観光係 文化スポー 文化係 スポーツ係 ツ課

「環境企画係」を「地球温暖化対策係」に、「

ごみ減量推進課

を「に、「を「 まち美化推進課 雨水対策課 治水対策課

に、「空き家対策室」を「空き家対策係」に改め、「拠点整備係 」を削る。

別表第2政策経営部の部を次のように改める。

政策企画部

課	係	分掌事務
政策戦略	政策推進係	(1) 部の庶務に関すること。
課		(2) 市政の重要方針及び重要施策に関
		すること。
		(3) 市政の重要施策の企画立案及び調
		整に関すること。
		(4) 庁議に付議する事項に係る調査及
		び研究並びに調整案の作成及び整理
		に関すること。
		(5) 総合計画に関すること。
		(6) 行政改革に関すること。
		(7) 地方分権に関すること。
		(8) 広域行政に関すること。
		(9) 公共施設等の総合管理に関するこ
		と。
		(10) 少子化対策の総合調整に関するこ
		と。
		(11) ふるさと応援寄附金に関すること
		•
	未来プロジ	(1) 未来プロジェクトの推進に関する
	エクト推進	こと。
	係	(2) 民間活力の活用に係る企画及び調
	A	整に関すること。
デジタル	企画調整係	(1) I C T を活用した取組の計画的な
政策課		推進に関すること。
		(2) 自治体システム等の標準化に関す
		ること。

ı	1	1
		(3) マイナンバー制度に係る調整に関
		すること。
		(4) 電子署名等に係る地方公共団体情
		報システム機構の認証業務に関する
		法律(平成14年法律第153号)
		に基づく電子証明書に関すること。
		(5) 個人番号カード (券面記載事項変
		更の受付に関することを除く。) に
		関すること。
		(6) 情報システムのセキュリティー対
		策に関すること。
		(7) 電算処理に係るデータの保護及び
		管理に関すること。
	システム運	(1) 情報システム開発、調整及び管理
	用係	運用に関すること。
		(2) 電算室及び電算機等の管理運用に
		関すること。
		(3) ICTを活用した取組の管理運営
		に関すること。
財政課	財政第1係	(1) 市議会の招集及び議案の提出に関
		すること。
		(2) その他財務事務に関すること。
	財政第2係	(1) 主要事務事業(建設部及び都市整
		備部が施行する工事を除く。)の進
		行管理に関すること。
		(2) 予算の編成及び執行に関すること
		•
		③ 予算の配当に関すること。
		⑷ 公営企業の財政の調整に関するこ
		と。
		(5) 財政統計及び財務状況の公表に関
		すること。
		(f) その他財務事務に関すること。

別表第2総務部の部中「総務部」を「総務・市民協働部」に

総務課	総務係	(1) 部の庶務に関すること。
		(2) 簡易郵便局に関すること。
		③ 平和都市の推進に関すること
		•
		(4) 自衛官及び自衛官候補生の募
		集に関すること。
		⑸ 市域の境界に関すること。
		(6) 安全・安心まちづくり推進会
		議に関すること。
		(7) 文書及び郵便物の収受及び発
		送事務に関すること。
		(8) 公印の総括管理に関すること
		۰
		(9) 犯罪被害者等の支援に関する
		こと。
		(10) 行政不服審査会に関すること
		۰
		(11) その他他の部等及び課に属し
		ないこと。
	情報管理係	(1) 情報公開に関すること。
		② 個人情報の保護に関すること

		宇治市	ī 公	報		第2385号	2022年(令和4年)4月15日 金昭
		。 (3) 行政資料に関すること。					。 (15) その他他の部等及び課に属し
		(4) 文書の総合的管理に関するこ					ないこと。
		と。				文書法務係	(1) 情報公開に関すること。
		(5) 文書の審査及び編さん並びに					② 個人情報の保護に関すること
		書庫の管理に関すること。					۰
IT推進	企画調整係	(1) ICTを活用した取組の計画					③ 行政資料に関すること。
課		的な推進に関すること。					(4) 文書の総合的管理に関するこ
		(2) 自治体システム等の標準化に					と。
		関すること。					(5) 文書の審査及び編さん並びに
		(3) マイナンバー制度に係る調整					書庫の管理に関すること。
		に関すること。					(6) 条例、規則その他の例規の制
		(4) 電子署名等に係る地方公共団					定及び改廃に係る審査に関する
		体情報システム機構の認証業務					こと。
		に関する法律(平成14年法律					(7) 法令、例規等の研究及び解釈
		第153号)に基づく電子証明					に関すること。
		書に関すること。					(8) 例規集の編集に関すること。
		(5) 個人番号カード(券面記載事					(9) 公告式に関すること。
		項変更の受付に関することを除					(10) 公報の発行に関すること。
		く。)に関すること。					(11) 他の課に属しない訴訟及び不
		(6) 情報システムのセキュリティ					服申立てに関すること。
		一対策に関すること。					(12) 行政手続制度の調整に関する
		(7) 電算処理に係るデータの保護					こと。
		及び管理に関すること。					
	システム運	(1) 情報システム開発、調整及び		,	Γ		
	用係	管理運用に関すること。			契約課	契約係	(1) 入札参加資格者の審査及び
		(2) 電算室及び電算機等の管理運					録に関すること。
		用に関すること。					(2) 入札、見積書徴取及び契約(
		(3) ICTを活用した取組の管理					関すること。
		運営に関すること。					(3) 業者選定委員会に関するこ
			1				•
			に				(4) 入札監視委員会に関すること
総務課	総務統計係	(1) 部の庶務に関すること。					0
		② 簡易郵便局に関すること。					(5) 各課が処理する契約事務の記
		③ 平和都市の推進に関すること					整に関すること。
		•					
		(4) 自衛官及び自衛官候補生の募		を	Γ		
		集に関すること。			契約課	契約係	(1) 入札参加資格者の審査及び
		(5) 市域の境界に関すること。					録に関すること。
		(6) 安全・安心まちづくり推進会					(2) 入札、見積書徴取及び契約1
		議に関すること。					関すること。
	1	The state of the s	1	1	1	1	The state of the s

(7) 文書及び郵便物の収受及び発 送事務に関すること。 ⑧ 公印の総括管理に関すること

(9) 犯罪被害者等の支援に関する

(10) 行政不服審査会に関すること

(11) 基幹統計調查、一般統計調查 及び屈出統計調査に関すること

(12) 本市が独自に実施する統計調

(3) 統計資料の収集及び作成保存

(14) 統計資料の発刊に関すること

査に関すること。

に関すること。

こと。

					/300		- `	. ,-	124	_	9	_	_	0				- 1	
				(12) 1	行具	女手	続	制	度	の	調	整	に	関	す	る		
					۲,	と。													
																			J
Γ																			
	契約課	契	約係		(1)	7	人札	参	加	資	格	者	の	審	査	及	び	登	:
					ģ	録~	こ関	す	る	۲	ح	0							
					(2)	7	人札	٠,	見	積	書	徴	取	及	び	契	約	に	
				Ì		期~	ナる	ے ر	٢	0									
					(3)	3	* 者	選	定	委	員	숲	に	関	す	る	ے	ح	
					c	,													
					(4)	7	人札	監	視	委	員	会	に	関	す	る	ے	と	
					c	,													
					(5)	1	子課	きが	処	理	す	る	契	約	事	務	の	訓	į
					Ę	整し	こ型	す	る	Ξ	上								

契約課	契約係	(1) 入札参加資格者の審査及び登
		録に関すること。
		(2) 入札、見積書徴取及び契約に
		関すること。
		(3) 業者選定委員会に関すること
		0
		(4) 入札監視委員会に関すること
		0
		(5) 各課が処理する契約事務の調
		整に関すること。
市民協働	市民協働係	(1) コミュニティーセンターに関
推進課		すること。
		② 蒐道ふれあいセンターに関す
		ること。
		(3) 町内会との連絡調整に関する
		こと。
		⑷ 集会所に関すること。
		(5) 市民憲章及び市歌の推進に関
		すること。
		(6) 地縁団体に関すること。

宇治市公報

		(7) 地域社会貢献者表彰に関する
		こと。
		(8) 特定非営利活動法人に関する
		こと。
		(9) 大学との連携に関すること。(10) その他地域コミュニティ施策
		の推進に関すること。
		(11) 課の庶務に関すること。
	市民相談係	(1) 市民の意見、陳情、要望等に
		関すること。
		(2) 市民相談に関すること。
		(3) 広聴活動の企画並びに資料の収集及び整備に関すること。
		収集及び整備に関すること。 (4) 消費者の啓発に関すること。
		(5) 消費生活相談に関すること。
		(6) 消費者団体に関すること。
		(7) その他消費生活に関すること
		0
市民課	市民係	(1) 課の公印の管理に関すること
		。 (2) 戸籍の届出の受付に関するこ と。
		(3) 後見等の証明及び戸籍の届書
		に基づく諸証明の交付に関する
		こと。
		(4) 住民異動に関する届出の受付
		に関すること。
		(5) 自動車臨時運行の許可に関す
		ること。 (6) 印鑑の登録並びに印鑑登録証
		明の作成及び交付に関すること
		۰
		(7) 住民票、戸籍の附票等並びに
		戸籍及び除かれた戸籍の全部事
		項証明書、個人事項証明書等の 作成及び交付に関すること。
		(8) 住民基本台帳の一部の写しの
		閲覧に関すること。
		(9) 住民基本台帳カードに関する
		こと。
		(10) 使用料及び手数料等の収納に
		関すること。
		(II) 中長期在留者及び特別永住者 に係る住居地の届出等の受付に
		関すること。
		(12) 行政サービスコーナーに関す
		ること。
		(13) 個人番号カードの券面記載事
	n.	項変更の受付に関すること。
	住民登録係	(1) 住民異動届による住民基本台
		帳の作成及び整備並びに他市町 村への通知に関すること。
		17、00 通知に関すること。 (2) 住民登録人口調査に関するこ
		٤.
		(3) 転出証明書の作成及び交付に
		関すること。
		(4) 選挙管理委員会への通知に関

	I
	すること。
	(5) 戸籍附票の作成及び整備に関
	すること。
	(6) 住民基本台帳カードに関する
	こと。
	(7) 中長期在留者及び特別永住者
	に係る住居地の届出等に関する
	こと。
	(8) 個人番号の指定及び通知に関
	すること。
戸籍係	(1) 戸籍の届書の受理に関するこ
	٤.
	(2) 戸籍の編成及び記載に関する
	こと。
	(3) 身分等の照会及び証明に関す
	ること。
	(4) 戸籍に基づく諸証明に関する
	2 & .
	(5) 人口動態調査に関すること。
	(6) 相続法(昭和25年法律第7
	3号)に基づく相続開始報告に
	関すること。
	(7) 犯罪人名簿の作成及び異動整
	備に関すること。
	(8) 埋火葬許可に関すること。
	(8) 埋火葬許可に関すること。 (9) 戸籍再製見出帳記載及び整備

に改める。

別表第2産業地域振興部の部を次のように改める。

産業観光部

課	係	分掌事務
農林茶	農政茶	(1) 部及び課の庶務に関すること。
業課	業係	(2) 農業振興地域整備及び農用地の利用増進
		に関すること。
		(3) 水田農業に関すること。
		(4) 農業共済事業の連絡調整に関すること。
		(5) 野菜の生産振興に関すること。
		(6) 花卉の生産振興に関すること。
		(7) 農林漁業統計調査に関すること。
		(8) 農林漁業制度資金に関すること。
		(9) 農作物の流通に関すること。
		(10) 茶の生産振興に関すること。
		(11) 畜産の振興に関すること。
		(12) 畜産環境及び病害虫に関すること。
		(13) 水産に関すること。
		(14) 麦の生産振興に関すること。
		(15) 地域農政に関すること。
		(16) 農業委員会の委員の選任に関すること。
		(17) その他部内における他の課に属しないこ
		ی ج
	山林耕	(1) 土地改良事業の行政指導に関すること。
	地係	(2) 農地及び農林業用施設の維持管理に関す
		ること。
		(3) 団体営補助事業に関する計画及び指導監
		督に関すること。